



# 熊本県公報

第13090号  
令和3年(2021年)  
12月24日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- と畜場の廃止…………… (健康危機管理課) 1
- 漁船保険義務加入同意の承認(小島加入区外1加入区)…………… (団体支援課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… ( ) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新…………… ( ) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… ( ) 3
- 道路の供用開始…………… ( ) 3
- 道路の供用開始…………… ( ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 4

**公 告**

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 4
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 5
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( ) 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… ( ) 7
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 7
- 土地改良事業(維持管理)計画の変更…………… ( ) 7
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( ) 8
- 土地改良区の定款変更の認可…………… ( ) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( ) 8
- 土地改良区設立の認可…………… (農村計画課) 8

**登 載 依 頼**

- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 9

**正 誤**

- 令和3年(2021年)12月3日熊本県公報に登載した公告第832号(農用地利用配分計画の認可)中…………… (農地・担い手支援課) 9

## 告 示

**熊本県告示第1032号**  
 昭和43年1月9日熊本県告示第6号(と畜場法施行細則様式第1に掲げると畜場番号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。  
 令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中11の項を次のように改める。

|    |    |  |
|----|----|--|
| 11 | 削除 |  |
|----|----|--|

**熊本県告示第1033号**  
 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出

を審査した結果、小島加入区及び牛深町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第1034号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字田代字干無田7906番1・7907番1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第1035号**

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成7年熊本県規則第16号)第2条第1項の規定により告示する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 診療科目 | 医師の氏名 | 医療機関の名称及び所在地                    | 指定年月日                 |
|------|-------|---------------------------------|-----------------------|
| 小児科  | 黒澤 孝一 | 国保水俣市立総合医療センター<br>水俣市天神町一丁目2番1号 | 令和3年(2021年)<br>11月30日 |

**熊本県告示第1036号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地        | 担当する医療の種類 | 指定年月日                |
|---------------------------|-----------|----------------------|
| アロハ薬局新八代店<br>八代市長田町3184-2 | 調剤        | 令和3年(2021年)<br>12月1日 |

**熊本県告示第1037号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地              | 担当する医療の種類 | 指定更新年月日              |
|---------------------------------|-----------|----------------------|
| みさきの薬局<br>菊池郡大津町大字引水578番地8      | 調剤        | 令和3年(2021年)<br>12月1日 |
| 有限会社みやた薬局おあま店<br>玉名市天水町小天6987-1 | 調剤        | 令和4年(2022年)<br>1月1日  |

**熊本県告示第1038号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）12月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）12月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間                                      | 前後 | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) | 備考     |
|-------|-------|--|----|------------------|--------------|--------|
| 主要地方道 | 芦北坂本線 | 葦北郡芦北町大字横居木字岩花<br>979番5地先から<br>同所<br>979番2地先まで | 前  | 5.2<br>～<br>8.3  | 109.9        | 災害復旧工事 |
|       |       |  | 後  | 9.0<br>～<br>18.3 | 109.9        |        |

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）12月24日

**熊本県告示第1039号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）12月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）12月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間                                     | 前後 | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) | 備考     |
|-------|-------|---|----|------------------|--------------|--------|
| 一般県道  | 球磨田浦線 | 八代市二見赤松町字村上<br>1712番5地先から<br>同所<br>1713番4地先まで | 前  | 5.1<br>～<br>6.3  | 39.7         | 災害復旧工事 |
|       |       |   | 後  | 6.3<br>～<br>18.5 | 39.7         |        |

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）12月24日

**熊本県告示第1040号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）12月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）12月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間                                    | 延長<br>(メートル) | 備考     |
|-------|-------|--|--------------|--------|
| 主要地方道 | 本渡牛深線 | 天草市久玉町本郷中ノ迫<br>4889番地先から<br>同所<br>4719番1地先まで | 71.0         | 災害復旧工事 |

2 供用を開始する期日 令和3年（2021年）12月24日

**熊本県告示第1041号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)12月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 供用を開始する区間                                    | 延長<br>(メートル) | 備考          |
|-------|-------|--|--------------|-------------|
| 主要地方道 | 玉名立花線 | 玉名郡和水町内田字和仁石<br>2273番地先から<br>同所<br>2250番地先まで | 283.3        | 広域連携<br>交付金 |

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)12月28日

熊本県告示第1042号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名  | 事業所の名称        | 事業所の所在地   | 指定年月日             | サービスの種類 |
|-------------|---------------|-----------|-------------------|---------|
| 有限会社吉田メディカル | ヘルパーステーションよしだ | 玉名市松木1-12 | 令和3年(2021年)12月16日 | 訪問介護    |

公 告

熊本県公告第889号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字小無田834番1及び同834番2  
478.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区月出四丁目3番5-12号  
岡本 匡平

熊本県公告第890号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字平川字大谷1643番1、同1644番1、同1646番1の一部、  
同字中原1441番1及び里道の一部  
17,900.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡大津町大字杉水3739番地9  
株式会社サトウロジック

熊本県公告第891号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市福原字野付2312番5

- 270.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
 熊本市東区月出四丁目3番2-4号 月出宿舍  
 江島 大輝

**熊本県公告第892号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営矢部中部地区(長田換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
 利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 令和3年(2021年)12月27日から  
 令和4年(2022年)1月28日まで
- 2 縦覧の場所 山都町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称  
 (1) 換地設計書  
 (2) 各筆換地明細書  
 (3) 清算金明細書  
 (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第893号**

合志市に事務所を置く合志土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 役職名       | 氏 名    | 住 所           |
|-----------|--------|---------------|
| <b>退任</b> |        |               |
| 理事        | 緒田 義房  | 合志市福原745番地1   |
| 理事        | 渡邊 哲也  | 合志市福原2246番地   |
| 理事        | 松田 典房  | 合志市竹迫1924番地1  |
| 理事        | 野田 勝久  | 合志市竹迫1647番地   |
| 理事        | 渡邊 弘道  | 合志市幾久富1132番地1 |
| 理事        | 松岡 正義  | 合志市幾久富1395番地  |
| 理事        | 大久保 義寛 | 合志市豊岡436番地    |
| 理事        | 狩野 義雄  | 合志市豊岡459番地    |
| 理事        | 改喜 末敏  | 合志市上庄97番地     |
| 理事        | 中村 寿和  | 合志市上庄1393番地   |
| 理事        | 村上 光徳  | 合志市栄1287番地    |
| 理事        | 田代 幸一  | 合志市栄3189番地1   |
| 監事        | 橋爪 博久  | 合志市栄91番地      |
| 監事        | 中嶋 義弘  | 合志市幾久富964番地   |
| 監事        | 加藤 清人  | 合志市福原2233番地   |
| <b>就任</b> |        |               |
| 理事        | 村田 幸生  | 合志市福原773番地3   |
| 理事        | 廣島 博文  | 合志市福原2860番地2  |
| 理事        | 吉岡 人士  | 合志市竹迫104番地    |
| 理事        | 渡邊 弘道  | 合志市幾久富1132番地1 |
| 理事        | 松岡 正義  | 合志市幾久富1395番地  |
| 理事        | 合志 隆敏  | 合志市上庄1353番地   |
| 理事        | 後藤 龍璽  | 合志市豊岡123番地1   |
| 理事        | 原田 房徳  | 合志市栄3004番地    |
| 理事        | 林 祐一   | 合志市栄321番地     |

|    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 監事 | 五嶋 輝義 | 合志市豊岡2400番地3 |
| 監事 | 改喜 末敏 | 合志市上庄97番地    |
| 監事 | 大寫 正士 | 合志市竹迫1843番地  |

**熊本県公告第894号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |             | 賃借権の設定等を受ける土地           |
|--------------|-------------|-------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所         |                         |
| 岩下 岳樹        | 阿蘇市黒流町      | 阿蘇市黒流町字西村下218番          |
| 岩下 雄治        | 阿蘇市三久保      | 阿蘇市内牧字内浜川683番ほか10筆      |
| 立石 翼         | 阿蘇市黒川       | 阿蘇市乙姫字中川原上272番ほか11筆     |
| 河瀬 康雄        | 阿蘇市永草       | 阿蘇市永草字東明神山1番2ほか1筆       |
| 小糸 鉄也        | 阿蘇市狩尾       | 阿蘇市永草字西明神山184番ほか10筆     |
| 農事組合法人水穂やまだ  | 阿蘇市山田       | 阿蘇市山田字前田896番1ほか3筆       |
| 農事組合法人碧水     | 阿蘇市蔵原       | 阿蘇市小倉字塔ノ本188番ほか6筆       |
| 農事組合法人碧水     | 阿蘇市蔵原       | 阿蘇市小倉字塔ノ本134番1ほか2筆      |
| 高藤 俊輔        | 阿蘇市永草       | 阿蘇市乙姫字上山ノ下641番ほか4筆      |
| 鶴田 貴大        | 上益城郡嘉島町下六嘉  | 上益城郡嘉島町大字下六嘉字辻り石33番1    |
| 尾曲 順一        | 人吉市上原田町尾曲   | 人吉市上林町字藤寄956番           |
| 堤 幸平         | 人吉市中林町      | 人吉市下林町字下大坪111番ほか2筆      |
| 須恵 康博        | 人吉市東漆田町     | 人吉市東漆田町字椎貝1860番ほか2筆     |
| 山崎 正         | 人吉市瓦屋町      | 人吉市上原田町字牛塚字西ノ原461番1ほか1筆 |
| 内布 敬正        | 球磨郡球磨村渡甲    | 人吉市上原田町字牛塚字西ノ原460番      |
| 井上 公博        | 球磨郡あさぎり町岡原南 | 人吉市上原田町字上原字中原1104番ほか1筆  |
| 井上 公博        | 球磨郡あさぎり町岡原南 | 人吉市上原田町字菖蒲字菖蒲前1687番ほか4筆 |

2 認可年月日

令和3年（2021年）12月16日

**熊本県公告第895号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |         | 賃借権の設定等を受ける土地     |
|--------------|---------|-------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所     |                   |
| 木下 裕喜        | 玉名市伊倉南方 | 玉名市伊倉南方字前牟田1093番3 |
| 農事組合法人伊倉     | 玉名市宮原   | 玉名市北牟田字居屋敷22番ほか9筆 |
| 農事組合法人伊倉     | 玉名市宮原   | 玉名市北牟田字大堀595番20   |

2 認可年月日  
令和3年(2021年)12月16日

**熊本県公告第896号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 |            | 賃借権の設定等を受ける土地          |
|--------------|------------|------------------------|
| 氏名又は名称       | 住 所        |                        |
| 吉田 敬純        | 熊本市北区植木町平井 | 熊本市北区植木町平井字井手下1349番    |
| 松本 隆昌        | 熊本市北区植木町舟島 | 熊本市北区植木町舟島字白拍子218番     |
| 中田 昭雄        | 菊池市泗水町田島   | 熊本市北区植木町舟島字白拍子215番ほか1筆 |
| 有限会社木之内農園    | 阿蘇郡南阿蘇村立野  | 阿蘇郡南阿蘇村大字立野字馬立170番1    |
| 山下 至誠        | 天草郡苓北町坂瀬川  | 天草郡苓北町坂瀬川字鶴口2562番3ほか4筆 |
| 林 繁信         | 天草郡苓北町坂瀬川  | 天草郡苓北町坂瀬川字上貝ノ口1622番1   |
| 田尻 伸治        | 天草郡苓北町坂瀬川  | 天草郡苓北町坂瀬川字鶴口2596番ほか1筆  |
| 田尻 伸治        | 天草郡苓北町坂瀬川  | 天草郡苓北町坂瀬川字越路1528番3ほか5筆 |

2 認可年月日  
令和3年(2021年)12月16日

**熊本県公告第897号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営上杉地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
県営上杉地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 縦覧期間  
令和3年(2021年)12月27日から令和4年(2022年)1月28日まで
- 縦覧場所  
熊本市役所

**熊本県公告第898号**

菊池郡大津町に事務所を置くおおきく土地改良区理事長から認可の申請があった土地改良事業(維持管理)計画の変更については、令和3年(2021年)12月16日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の土地改良事業(維持管理)計画書の写し  
変更後のおおきく土地改良区定款の写し
- 縦覧期間

- 3 令和3年(2021年)12月27日から令和4年(2022年)1月28日まで  
縦覧の場所  
合志市役所  
大津町役場  
菊陽町役場  
おおきく土地改良区事務所

**熊本県公告第899号**

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から令和3年(2021年)9月9日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)12月16日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第900号**

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区理事長岩下友春から令和3年(2021年)10月5日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)12月16日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第901号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字八津1809番1  
358.50平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
上益城郡嘉島町大字上仲間1808番地  
外村 誠

**熊本県公告第902号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字追分1496番及び同1497番3  
1,216.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区健軍二丁目18番26号  
熊本入大株式会社

**熊本県公告第903号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小池字椎木迫3148番3及び同3148番4  
446.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市北区八景水谷二丁目11番11号403号  
本田 早樹人

**熊本県公告第904号**

阿蘇市波野大字中江2258番地佐藤弘明ほか18人から申請のあった阿蘇東部土地改

良区設立については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定に基づき、令和3年（2021年）12月1日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）12月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**登載依頼**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年12月24日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第20号**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1項ただし書及び第12条の4第1項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第13条の表中

|   |   |                                       |   |       |
|---|---|---------------------------------------|---|-------|
| 「 | 6 | 職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合   | 一の年において6日の範囲内でそのつど必要と認める期間  | を     |
|   | 」 |                                       |   |       |
| 「 | 6 | 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年において6日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間 | に改める。 |
|   | 」 |                                       |   |       |

第13条の2中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

**正 誤**

令和3年（2021年）12月3日熊本県公報に登載した公告第832号（農用地利用配分計画の認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

| ページ | 行  | 正                       | 誤                       |
|-----|----|-------------------------|-------------------------|
| 10  | 12 | 球磨郡あさぎり町上西字西清水122番5ほか4筆 | 球磨郡あさぎり町上西字南清水122番5ほか4筆 |